迫川地区民有林直轄治山事業完了判定委員会 設置要領

(名称)

第1条 本会は、「迫川地区民有林直轄治山事業完了判定委員会」(以下「判定委員会」 という。)と称する。

(目的)

第2条 判定委員会は、迫川地区民有林直轄治山事業の完了にあたり、その妥当性について各分野の学識経験者等から意見をいただくものである。

(判定委員会)

- 第3条 判定委員会の委員は、東北森林管理局長が委嘱する。
 - 2 判定委員会の委員は、別紙のとおりとする。
 - 3 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。
 - 4 判定委員会には座長を置くものとし、座長は委員の互選によって定める。
 - 5 座長は判定委員会を代表し、会務を統括する。
 - 6 判定委員会は必要に応じて委員の追加等を行うことができる。

(判定委員会の運営)

- 第4条 判定委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
 - 2 判定委員会の運営方法については、必要に応じて判定委員会において定める。

(意見聴取等)

第5条 判定委員会は、必要と認めるとき、関係者から意見聴取等を行う。

(事務局)

第6条 判定委員会の事務局は、東北森林管理局に置く。

(その他)

- 第7条 この設置要領に定めるもののほか、判定委員会の運営に関して必要な事項は、 座長が判定委員会に諮って定める。
- 附則 この設置要領は、平成29年12月21日から施行する。

迫川地区民有林直轄治山事業 完了判定委員会

委員名簿

宮城 豊彦 東北学院大学教養学部地域構想学科 教授

千葉 則行 東北工業大学工学部都市マネジメント学科 教授

大丸 裕武 国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林総合研究所 研究ディレクター

田中 均 宮城県農林水産部森林整備課 課長

菅原 信二 栗原市産業経済部 部長

島内 厚実 東北森林管理局計画保全部 部長